

障害者福祉

ガイドブック

申請の条件や申請に必要なものなどは各関係機関にお問い合わせください。

名張市

おもな福祉サービス一覧表

福祉サービス名		障害の種別 等級・程度		身体障害者手帳						療育手帳		精神保健福祉手帳			ガイドブック 該当ページ
				1	2	3	4	5	6	A	B	1	2	3	
手 当 年 金 等	特別障害者手当(国)		△	△					△						12
	障害児福祉手当(国)		△	△					△						12
	特別児童扶養手当(国)		△	△	△	△			△	△					12
	障害基礎年金(国)		△	△	△	△			△	△	△	△	△		13
	心身障害者扶養共済(県)		○	○	○				○	○	△	△			13
医 療	心身障害者医療費助成		△	△	△				△	△	△	△	△		6
	自立支援医療(更生医療)		△	△	△	△	△	△							5
	自立支援医療(育成医療)		△	△	△	△	△	△							5
	自立支援医療(精神通院)										△	△	△		5
税 金 等 免 除	所得税の控除		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	14
	市民税の控除		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	14
	NHK受信料の減免		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	15
	電話番号案内		○	○	△	△	△	△							15
	自動車税・取得税の免除		△	△	△	△	△	△	△		△				17
運 賃 の 割 引	JR等運賃の割引		○	○	△	△	△	△	○	△					15
	バス運賃の割引		○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△		15
	タクシー料金の1割引		○	○	○	○	○	○	○	○					15
	航空運賃の割引		○	○	△	△	△	△	○	△					15
	有料道路通行料金の割引		○	△	△	△	△	△	○						17
自 動 車 等	タクシー料金の助成		○	○	△	△	△	△	○	△	○				9
	自動車燃料費の助成		○	○	△	△	△	△	○	△	○				16
	運転免許取得費の助成		△	△	△	△									16
	自動車改造費の助成		△	△											16
	駐車禁止除外指定車標章交付		△	△	△	△			△						17
	三重おもいやり駐車場利用証制度		○	○	△	△	△	△	○		○				17
日 常 生 活 の 援 助	補装具の交付・修理		○	○	○	○	○	○							8
	日常生活用具の給付		○	○	△	△			○						8
	住宅改修費の給付(日常生活用具)		△	△	△										19
	生活福祉資金の貸付	福祉用具・自動車	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
		福祉費(住宅)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	19
		生業・技能習得	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	22
	車いすの無料貸出		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		9
	訪問入浴サービス		○	○	△	△	△	△							10
	視覚障害者(児)歩行訓練等事業		△	△	△										11
点字等郵便料無料		△	△	△	△	△	△							15	

※その他各福祉サービスの内容については、目次を参考にガイドブックの該当ページをご覧ください。

○は該当、△は一部該当ですが、年齢、所得、程度等により該当しない場合がありますので詳しくは担当窓口にお問い合わせください。

ご利用のしかた

このガイドブックは、障害のある人にどのような公的援助やサービスがあるのかわかりやすくお知らせするものです。より詳しい内容については【お問い合わせ先】に示している窓口におたずねください。

もくじ

凡 例

- ★…身体障害者が該当するもの
- ◆…知的障害者が該当するもの
- …精神障害者が該当するもの

1. 相談の窓口

(1) 市役所	1	★	◆	●
(2) 就労相談	1	★	◆	●
(3) 県の機関	1	★	◆	●
(4) 社会福祉協議会	2	★	◆	●
(5) 相談員	2	★	◆	●
(6) 民生委員児童委員	2	★	◆	●

2. 手帳

(1) 身体障害者手帳	3	★	・	・
(2) 療育手帳	3	・	◆	・
(3) 精神障害者保健福祉手帳	4	・	・	●

3. 保健・医療

(1) 自立支援医療(更生医療)の給付	5	★	・	・
(2) 自立支援医療(育成医療)の給付	5	★	・	・
(3) 自立支援医療(精神通院)の給付	5	・	・	●
(4) 心身障害者医療費の助成	6	★	◆	●
(5) 一人親家族等医療費助成の適用	6	★	◆	●
(6) 後期高齢者医療保険の適用	7	★	◆	●
(7) 保健師による訪問指導	7	★	◆	●
(8) 訪問看護サービス	7	★	◆	●

4. 日常生活の援助

(1) 補装具の交付・修理	8	★	・	・
(2) 日常生活用具の給付	8	★	◆	・
(3) 車いすの無料貸出	9	★	◆	●

(4) タクシー料金の助成	9	★	◆	●
(5) 訪問入浴サービス	10	★	・	・
(6) 手話・要約筆記奉仕員の派遣	10	★	・	・
(7) 生活福祉資金の貸付	10	★	◆	●
(8) 日常生活自立支援事業	10	★	◆	●
(9) 視覚障害者（児）歩行訓練等事業	11	★	・	・

5. 手当・年金など

(1) 特別障害者手当（国）	12	★	◆	・
(2) 障害児福祉手当（国）	12	★	◆	・
(3) 特別児童扶養手当（国）	12	★	◆	・
(4) 障害基礎年金（国）	13	★	◆	●
(5) 心身障害者扶養共済制度（県）	13	★	◆	●

6. 税の軽減・公共料金の割引

(1) 所得税・市民税等の控除	14	★	◆	●
(2) 公共料金の割引	15	★	◆	●

7. 自家用車

(1) 運転免許取得費の助成	16	★	・	・
(2) 自動車改造費の助成	16	★	・	・
(3) 自動車燃料費の助成	16	★	◆	●
(4) 自動車税・取得税の免除	17	★	◆	●
(5) 有料道路通行料金の割引	17	★	◆	・
(6) 駐車禁止除外指定車標章の交付	17	★	◆	・
(7) 三重おもいやり駐車場利用証制度	17	★	◆	●

8. 選挙

(1) 郵便等による不在者投票制度	18	★	・	・
(2) 点字投票・代理投票	18	★	◆	●

9. 住宅

(1) 住宅改修費の給付（日常生活用具）	19	★	・	・
(2) 生活福祉資金の貸付	19	★	◆	●

10. 交流

(1) 障害者スポーツ大会	20	★	◆	●
(2) おもちゃ図書館	20	★	◆	●
(3) 老人福祉センター「ふれあい」の利用	20	★	◆	●

1 1. 広報・啓発

- (1) 点字広報・録音広報の配布 21 ★ ・ ・
- (2) 「障害者の日」啓発活動 21 ★ ◆ ●
- (3) 施設の紹介と作品展示即売 21 ★ ◆ ●
- (4) ヘルプカード 21 ★ ◆ ●

1 2. 就業への援助

- (1) 名張市障害者人材センター 22 ★ ◆ ●
- (2) 職業紹介・職場適応訓練 22 ★ ◆ ●
- (3) ショブサポート「ハオ」 22 ★ ◆ ●
- (4) 生活福祉資金の貸付 22 ★ ◆ ●

1 3. 保育・教育

- (1) 障害児の保育や教育 23 ★ ◆ ●
- (2) 就学奨励 23 ★ ◆ ●

1 4. 施設の案内 24~27 ★ ◆ ●

1 5. 団体の案内 28 ★ ◆ ●

1. 相談の窓口

(1) 市役所

障害者保健福祉についての具体的な相談に応じます。

名 称	所 在 地	電 話
障害福祉室	名張市鴻之台1番町1番地	TEL : 63-7591 fax : 63-4629
地域包括支援センター	名張市鴻之台1番町1番地	TEL : 63-7833 fax : 63-4629
健康・子育て支援室	名張市鴻之台1番町1番地	TEL : 63-6970 fax : 63-4629

(2) 就労相談

名 称	所 在 地	電 話
名張市障害者人材センター	名張市丸之内79番地 (総合福祉センターふれあい1階)	TEL : 63-0026 fax : 63-0026
伊賀圏域障がい者就業・生活支援 センター ジョブサポート ハオ	名張市西原町2625番地	TEL : 65-7710 fax : 65-7710

(3) 県の機関

障害の程度の判定、施設利用・在宅福祉などの相談・指導を行います。

名 称	所 在 地	電 話
三重県 障害者相談支援センター	津市一身田大古曾670-2	TEL : (059)236-0400 fax : (059)231-0687
三重県 身体障害者総合福祉センター	津市一身田大古曾670-2	TEL : (059)231-0155 fax : (059)231-0356
伊 賀 児 童 相 談 所	伊賀市四十九町2802 (三重県伊賀庁舎内)	TEL : 24-8060 fax : 24-6310
伊 賀 保 健 所	伊賀市四十九町2802 (三重県伊賀庁舎内)	TEL : 24-8076 fax : 24-8085
三重県 こころの健康センター	津市桜橋3-446-34 (三重県津庁舎内)	TEL : (059)223-5241 fax : (059)223-5242
三重県 聴覚障害者支援センター	津市桜橋2-131 (三重県社会福祉会館内)	TEL : (059)223-3302 fax : (059)223-3301
三重県 視覚障害者支援センター	津市桜橋2-131 (三重県社会福祉会館内)	TEL : (059)228-3463 fax : (059)228-8425

(4) 社会福祉協議会

地域福祉の向上のため、各種福祉事業の企画・実施、自主的な住民の福祉活動の組織づくりやボランティア活動の支援などのほか、在宅福祉支援のための各種福祉サービスや相談を行っています。

名 称	所 在 地	電 話
名張市社会福祉協議会	丸之内79番地 (総合福祉センターふれあい2階)	TEL : 63-1111 fax : 64-3349

(5) 相談員

本人または家族などからの各種の相談に応じます。

○身体障害者相談員

氏 名	住 所	電 話
耕野 一 仁	百合が丘西2番町73番地	TEL : 51-9046
山森 克彦	桔梗が丘6番町1街区69番地	TEL : 65-4300

○知的障害者相談員

氏 名	住 所	電 話
水谷 賢 二	つつじが丘北3番町105番地	TEL : 68-3926
藤岡 とみ子	安部田1955番地	TEL : 63-0783

○精神障害者相談員

氏 名	住 所	電 話
松田 美津子	百合が丘西1番町38番地6	TEL : 64-1151

(6) 民生委員児童委員

民生委員児童委員も各種の相談に応じ、市役所など関係機関への連絡調整などを行っています。お気軽にご相談ください。民生委員児童委員は、おおむね区・自治会単位で配置されていますので、最寄りの委員については下記にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

医療福祉総務室 TEL : 63-7579

2. 手 帳

(1) 身体障害者手帳

身体に障害のある人が、「障害者総合支援法などによる福祉サービス」や「医療費助成」などの各種サービスを利用するために必要な手帳です。障害の程度により1～6級までの区分があり、等級により受けられるサービスの内容が異なります。

【対象となる人】

視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体、心臓機能、腎臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、免疫機能、肝臓機能に障害がある人

【サービス内容】

医療費の助成、日常生活用具の給付、補装具の交付、税の控除や減免、交通機関の運賃割引、各種手当の受給など

【手帳の申請】

手続き		申請に必要なもの
新規交付		<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳交付申請書 ・身体障害者診断書・意見書 ・印鑑 ・写真（タテ4cm×ヨコ3cm）2枚 ・マイナンバーカード もしくはマイナンバー通知カード
再交付	障害の程度変更	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳再交付申請書 ・身体障害者診断書・意見書 ・印鑑 ・写真（タテ4cm×ヨコ3cm）2枚 ・マイナンバーカード もしくはマイナンバー通知カード
	紛失・破損	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳再交付申請書 ・印鑑 ・写真（タテ4cm×ヨコ3cm）2枚 ・マイナンバーカード もしくはマイナンバー通知カード

手帳をお持ちの方で、住所や氏名を変更する場合、死亡した場合は届け出てください。

【お問い合わせ先】

障害福祉室 TEL：63-7591

(2) 療育手帳

知的障害のある人が、「障害者総合支援法などによる福祉サービス」や「医療費助成」などの各種サービスを利用するために必要な手帳です。障害程度の判定によりAとBの区分があり、判定区分により受けられるサービスの内容が異なります。

【対象となる人】

児童相談所（18歳未満の人）または障害者相談支援センター（18歳以上の人）において知的障害と判定された人

【サービス内容】

医療費の助成、日常生活用具の給付、税の控除や減免、交通機関の運賃割引、各種手当の受給など

【手帳の申請】

手続き	申請に必要なもの
新規交付・再交付（程度変更・破損・紛失・写真交換）	<ul style="list-style-type: none"> ・療育手帳交付・再交付申請書 ・写真（タテ4cm×ヨコ3cm）2枚 ・印鑑

手帳をお持ちの方で、住所や氏名を変更する場合、死亡した場合は届け出てください。

【お問い合わせ先】

障害福祉室 TEL：63-7591

（3）精神障害者保健福祉手帳

精神に障害のある人が、「障害者総合支援法などによる福祉サービス」や「医療費助成」などの各種サービスを利用するために必要な手帳です。手帳の有効期限は2年で、継続所持する場合には再認定が必要です。障害の程度により1～3級までの区分があり、等級により受けられるサービスの内容が異なります。

【対象となる人】

精神障害のために継続的に日常生活または社会生活への制約がある人

【サービス内容】

医療費の助成、税の控除や減免、交通機関の運賃割引、各種手当の受給など

【手帳の申請】

手続き	申請に必要なもの
新規交付・再交付	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者手帳申請書 ・医師の診断書（初診日から6ヶ月以上経過時点のもの） 又は、障害年金証書の写しと同意書 ・印鑑・写真（タテ4cm×ヨコ3cm）1枚 ・マイナンバーカード もしくはマイナンバー通知カード

手帳をお持ちの方で、住所や氏名を変更する場合、死亡した場合は届け出てください。

【お問い合わせ先】

障害福祉室 TEL：63-7591

3. 保 健 ・ 医 療

(1) 自立支援医療(更生医療)の給付

身体に障害のある18歳以上の人が、障害を取り除いたり軽くしたりするために、指定医療機関において医療を受ける場合、その医療費が助成されます。

【対象となる人】

身体障害者手帳を所持している18歳以上の人

【助成の対象】

角膜、人工内耳、心臓、人工関節などの手術、人工透析、腎移植、臓器移植後の免疫抑制療法など。(ただし、所得制限があります。)

【申請・お問い合わせ先】 障害福祉室 TEL: 63-7591

(2) 自立支援医療(育成医療)の給付

身体に障害のある18歳未満の児童が、障害を取り除いたり軽くしたりするために、指定医療機関において医療を受ける場合、その医療費が助成されます。

【対象となる人】

身体に障害があるか、疾患を放置することによって将来障害を残すと認められ治療効果が認められる18歳未満の児童

【助成の対象】

診療・手術・入院が対象となります。(ただし、所得制限があります。)

【申請・お問い合わせ先】 障害福祉室 TEL: 63-7591

(3) 自立支援医療(精神通院)の給付

精神的な病気の治療に必要な通院医療を指定医療機関で受ける場合に、その医療費が助成されます。

【助成の対象】

通院が対象となります。(ただし、所得制限があります。)

【申請・お問い合わせ先】 障害福祉室 TEL: 63-7591

【費用の負担】

(1) (2) (3) 共通

自己負担1割。(世帯の課税状況により一定の負担上限があります。)

(4) 心身障害者医療費の助成

障害のある人が、医療保険を使って医療を受けた場合、その自己負担額の助成を受けます。あらかじめ市役所で医療費助成受給資格証の交付を受けてください。

【対象となる人】

- ①身体障害者手帳1級～3級を所持している人
- ②療育手帳を所持している人（療育Bは70歳まで）
- ③判定機関でIQ70以下の判定を受けた人（70歳まで）
- ④精神障害者保健福祉手帳を所持している人（2～3級は70歳まで）
（ただし、所得制限があります）

【助成の対象額】

受給資格者の加入する医療保険で保険給付の対象となった自己負担額（手帳の程度により半額または全額）ただし、保険者より別途一部負担還元金や家族療養附加金等の給付がある場合は、その金額を差し引いた額となります。

【お問い合わせ先】

保険年金室 TEL：63-7105

(5) 一人親家庭等医療費助成の適用

18歳以下の子どもを養育する一人親（父または母）や、その子どもが医療保険を使って医療を受けた場合、その自己負担額の助成を受けられます。また、一人親家庭でなくても、配偶者が重度の障害のために、長期にわたり労働能力を失っている場合も同様の適用を受けます。

あらかじめ市役所で医療費助成受給資格証の交付を受けてください。

【対象となる人】

- ・18歳以下の子どもを養育する一人親（父または母）およびその子ども
- ・配偶者が重度の障害のため長期にわたり労働能力を失っている、その配偶者および18歳以下の子ども

（ただし、所得制限があります）

【助成の対象額】

受給資格者の加入する医療保険で保険給付の対象となった自己負担額。
ただし、保険者より別途一部負担還元金や家族療養附加金等の給付がある場合は、その金額を差し引いた額となります。

【お問い合わせ先】

保険年金室 TEL：63-7105

(6) 後期高齢者医療保険の適用

後期高齢者医療保険による医療給付は 75 歳から該当となりますが、一定の障害のある人については申請によって 65 歳から適用を受け、医療機関の窓口で支払う自己負担額は、かかった医療費の 1 割(一定以上の所得がある人は 3 割)となります。

【対象となる人】

65 歳以上で、下記に該当する人

- ①身体障害者手帳 1～3 級(4 級の一部)を所持している人
- ②療育手帳 A を所持している人
- ③精神障害者保健福祉手帳 1 級 2 級を所持している人

【お問い合わせ先】

保険年金室 TEL: 63-7105

(7) 保健師による訪問指導

保健師が障害のある人や難病の人の自宅を希望等により訪問して、必要な保健指導を行うことで、障害のある人の社会性の回復や機能低下の防止、健康保持・増進をはかります。

【お問い合わせ先】

健康・子育て支援室 TEL: 63-6970

伊賀保健所地域保健課 TEL: 24-8076

(8) 訪問看護サービス

訪問看護ステーションに所属する看護師が、利用者の主治医の指示により、必要な看護サービス等を提供します。

【対象となる人】

かかりつけの医師が訪問看護を必要と認めた人

【費用の負担】

交通費及び各保険により定められた負担額

【お問い合わせ先】 ※まずはかかりつけの医師にご相談下さい。

名張訪問看護ステーション「ふれあい」	丸之内79番地 総合福祉センター内	TEL: 64-4913
訪問看護ステーション「コスモス」	夏見3260番地1 寺田病院	TEL: 61-2300
「ハローケア」訪問看護ステーション桔梗	西原町2628番地1	TEL: 67-2080
「ふくにし」訪問看護ステーション	東町1921番地1	TEL: 62-2110
訪問看護ステーション「そらまめ」	百合が丘東9番町260番地	TEL: 62-1000
訪問看護ステーション「ハッピーウッド」	朝日町1247番地1	TEL: 42-8090
訪問ナース・リハビリステーション「あゆみの」	夏見2859番地1	TEL: 62-1820

4. 日常生活の援助

(1) 補装具の交付・修理

障害のある人、難病患者の方等が、体の失われた部分や障害のある部分を補って日常生活を容易にするために、いろいろな用具の交付や修理が受けられます。

ただし、車いすや補聴器などは医師の意見書及び業者の見積りを提出いただき、市を通じて県に判定をかける必要があります。

【対象となる人】

- ① 身体障害者手帳を所持している人
- ② 特定医療費（指定難病）医療受給者証を所持している人（ただし、給付品目毎に対象となる障害名、等級が定められており、要件に該当するかの判断は個別に行いますので、対象となるか否かは、お問い合わせ下さい。また、①、②とも介護保険での給付対象者は除きます。）

【交付（修理）される品目の一例】

- 視覚障害……………視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡
- 聴覚障害……………補聴器
- 肢体障害……………義手、義足、装具、車いす、電動車いす、歩行補助つえ、歩行器、座位保持装置

【申請者の負担額】

本人または配偶者が住民税課税の場合、見積額の一割負担。（対象者が18歳未満であれば、世帯員のいずれかが住民税課税の場合に見積額の一割負担。）

ただし、見積額が補助上限額を超過している場合、超過額は申請者負担。

【お問い合わせ先】

障害福祉室 TEL：63-7591

(2) 日常生活用具の給付

障害のある人、難病患者の方等の在宅での日常生活の利便をはかるため、障害の種類と程度に応じて各種の日常生活用具が給付されます。

【対象となる人】

- ① 身体障害者手帳を所持している人
- ② 療育手帳を所持している人
- ③ 精神保健福祉手帳を所持している人（頭部保護帽のみ対象）
- ④ 特定医療費（指定難病）医療受給者証を所持している人（ただし、給付品目毎に対象となる障害名、等級が定められており、要件に該当するかの判断は個別に行いますので、対象となるか否かは、お問い合わせ下さい。また、①～④いずれにおいても、介護保険での給付対象者は除きます。）

【給付される主な品目】

- 共通……………火災警報器、自動消火器、居宅生活動作補助用具（※工事費を伴うものは除く）
- 下肢・体幹障害…浴槽、便器、特殊寝台、特殊マット、移動用リフト、入浴補助用具、体位変換器、移動支援用具、T字状・棒状の杖など
- 上肢障害……………特殊便器など

- 聴覚障害……………屋内信号装置、ファックス、文字放送デコーダーなど
- 視覚障害……………電磁調理器、点字タイプライター、点字器、音声体重計、
テープレコーダー、時計（触読・音声）、音声色彩判別装置など
- 音声・言語障害…携帯用会話補助装置、人工喉頭
- 腎臓機能障害……………透析液加温器
- 呼吸機能障害……………ネブライザー（吸入器）、酸素ボンベ運搬車、たん吸引器
- ぼうこう・直腸機能障害……………ストマ用装具、収尿器
- 知的障害……………特殊マット、頭部保護帽など

【申請者の負担額】

本人または配偶者が住民税課税の場合、見積額の一割負担。（対象者が18歳未満であれば、世帯員のいずれかが住民税課税の場合に見積額の一割負担。）

ただし、見積額が補助上限額を超過している場合、超過額は申請者負担。

【お問い合わせ先】

障害福祉室 TEL：63-7591

（3）車いすの無料貸出

けがや病気などのために一時的に必要となった人に、無料でお貸しします。

【貸出品目】

車いす

【お問い合わせ先】

社会福祉協議会 TEL：63-1111

（4）タクシー料金の助成

重い障害のある人が、日常生活で外出するときにタクシーを利用する場合、その料金の一部助成（年間12,000円）を受けられます。

このサービスは、あらかじめ市役所でタクシー乗車券の交付を受ける必要があります。タクシー乗車の際、交付された乗車券を使用し、タクシー料金から助成額を差し引いた金額を支払うこととなります。

※ただし、自動車燃料費の助成または名張市高齢者外出支援サービス事業を受けている人は該当しません。

【対象者となる人】

- ・ 身体障害者手帳1級または2級所持者
- ・ 療育手帳A所持者
- ・ 精神障害者保健福祉手帳1級所持者
- ・ 身体障害者手帳3～6級の就学前の児童または療育手帳Bの就学前の児童

【お問い合わせ先】

障害福祉室 TEL：63-7591

(5) 訪問入浴サービス

身体に重い障害があるため、自宅のお風呂では入浴することができない人のご家庭に、浴槽等を積み込んだ車で介護人が訪問し入浴サービスを行います。

【対象となる人】

入浴に全面介護を要する身体障害者手帳を所持する在宅の人。

【費用の負担】

自己負担 1 割。(世帯の課税状況により一定の負担上限があります。)

【お問い合わせ先】

障害福祉室 Tel：63-7591

(6) 手話・要約筆記奉仕員の派遣

聴覚障害のある人が手話通訳者、要約筆記奉仕員の派遣を必要とするときに、無料で受けられます。

このサービスはあらかじめ市役所で申請が必要です。

【お問い合わせ先】

障害福祉室 Tel：63-7591

(7) 生活福祉資金の貸付

障害のある人が、福祉用具や自動車を購入する際に、必要と認められる経費などについて、貸付を受けることができます。

【貸付資金の種類】

○福祉用具購入費……日常生活の便宜を図るための高額な福祉用具等の購入等に
必要な経費

- ・貸付限度額…170万円
- ・据置期間……貸付日から6ヶ月以内
- ・貸付利子……無利子（連帯保証人が確保できなければ1.5%）
- ・返済期間……8年以内

○自動車購入費………本人が運転する場合又は家族が本人の日常生活の便宜や社会
参加の促進を図るために自動車を購入する際の必要な経費

- ・貸付限度額…250万円
- ・据置期間……貸付日から6ヶ月以内
- ・貸付利子……無利子（連帯保証人が確保できなければ1.5%）
- ・返済期間……8年以内

※申し込みには条件や貸付審査があり、申し込み内容や他制度等の利用状況によっては希望にそえない場合や条件の一部変更をお願いする場合があります。詳しくは下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

なばり暮らしあんしんセンター（社会福祉協議会内） Tel：64-1526

(8) 日常生活自立支援事業

障害者や認知症高齢者の方々に、心から安心できる生活を送っていただけるよう、自分に必要な福祉サービスを選んだり、利用するための手続きや契約を結んだり、日常的なお金の管理などをお手伝いします。

【対象となる人】

- ①判断能力が不十分な人
- ②本事業の契約内容について判断し得る能力を有していると認められる人

【費用の負担】

- ・福祉サービスの利用援助サービス及び日常的金銭管理サービス

1回（1時間程度）1,200円

＊市町村民税非課税者に2019年度は3回目の利用から、2020年度は2回目の利用から、2021年度以降は1回目の利用から費用負担が生じます。

生活保護受給者は利用料が免除になります。（公費負担）

- ・書類などの預かりサービス 1か月 250円（1年間 3,000円）

＊すべての方にいただきます。

【お問い合わせ先】

なばり暮らしあんしんセンター（社会福祉協議会内） TEL：64-1526

(9) 視覚障害者（児）歩行訓練等事業

視覚障害生活訓練等指導員が重度の視覚障害者（児）の自宅を訪問して歩行訓練等の支援を行います。利用にあたっては、あらかじめ市役所で申請が必要です。

【費用の負担】

訓練費用は無料（ただし、利用回数等の制限があります。）

【お問い合わせ先】

障害福祉室

TEL：63-7591

5. 手当・年金など

(1) 特別障害者手当 (国)

重度の障害があるために、日常生活において常に特別な介護を必要とする、20歳以上の在宅の人に支給されます。

申請に際しては、医師の診断書や所得状況届が必要となります。

【支給額】

月額 27,350円 (ただし、所得制限があります。)

【支給方法】

2月、5月、8月、11月の年4回 (各月10日の口座振込みとなります。)

【お問い合わせ先】

障害福祉室 TEL: 63-7591

(2) 障害児福祉手当 (国)

重度の障害があるために、日常生活において常に介護を必要とする、20歳未満の在宅の人に支給されます。

申請に際しては、医師の診断書や所得状況届が必要となります。

【支給額】

月額 14,880円 (ただし、所得制限があります。)

【支給方法】

2月、5月、8月、11月の年4回 (各月10日の口座振込みとなります。)

【お問い合わせ先】

障害福祉室 TEL: 63-7591

(3) 特別児童扶養手当 (国)

障害のある児童を、家庭において養育している人などに支給されます。

【対象となる人】

身体障害者手帳1～3級程度 (4級の一部) または療育手帳A程度 (Bの一部) の障害のある20歳未満の人を、家庭において養育している人などで、特別児童扶養手当等の支給に関する法律で定める要件に該当する人

【支給額】

特別児童扶養手当等の支給に関する法律による等級により

1級該当児童1人につき……月額 52,500円

2級該当児童1人につき……月額 34,970円

(ただし、所得制限があります。)

【お問い合わせ先】

子ども家庭室 TEL: 63-7594

(4) 障害基礎年金(国)

公的年金(国民年金・厚生年金・共済組合)の加入期間中に初診日がある病気やけがで重度の障害になったとき、申請によって支給されます。また、20歳前に重度の障害となった人も20歳になったとき、申請によって支給されます。

ただし、加入者については保険料の納付状況により、また20歳前に重度の障害となった人については本人の所得状況により、支給されないことがあります。

【支給額】

国民年金法による1級障害……年額977,125円

国民年金法による2級障害……年額781,700円

厚生年金・共済組合加入中に初診がある場合については加算あり

【お問い合わせ先】

保険年金室 TEL:63-7445

津年金事務所 TEL:059-228-9188

各共済組合

(5) 心身障害者扶養共済制度(県)

障害のある人を扶養している保護者が掛金を納めることにより、万一保護者が亡くなったときや重度障害となったときに、加入対象の障害のある人に、終身一定額の年金が支給されます。

ただし、加入できる保護者の年齢は65歳未満で、掛金は保護者の加入したときの年齢によって異なります。なお、生活保護世帯や低所得世帯などは申請により掛金の減額を受けることができます。

【対象となる人】

①知的障害者、②身体障害者手帳の1～3級を所持する人、③精神または身体に永続的な障がいのある人(精神病、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など)で、その障害の程度が①または②の人と同程度と認められる人の保護者

【掛金】

加入口数は2口までで、

1口につき……月額 9,300円～23,300円

(※保護者の加入年齢により異なります。)

【支給額】

1口加入の場合……月額 20,000円

2口加入の場合……月額 40,000円

【お問い合わせ先】

障害福祉室 TEL:63-7591

三重県障がい福祉課 企画・社会参加支援班 TEL:059-224-2274

6. 税の軽減・公共料金の割引

(1) 所得税・市民税等の控除

障害のある人やその家族などは、障害の状況などによって所得税、市民税、相続税などの控除が受けられます。

区 分	対 象	減免内容	問い合わせ先
所 得 税	特別障害者控除 (本人、配偶者、家族該当) ①身体障害者手帳1・2級 ②療育手帳A ③精神障害者保健福祉手帳1級	所 得 控 除	上野税務署 Tel: 21-0950
	普通障害者控除 (本人、配偶者、家族該当) ①身体障害者手帳3～6級 ②療育手帳B ③精神障害者保健福祉手帳2・3級		
市 民 税	特別障害者控除(所得税と同じ) 普通障害者控除(所得税と同じ)	所 得 控 除	市役所 課税室 Tel: 63-7429
自 動 車 税 自 動 車 取 得 税 軽 自 動 車 税	“7.自家用車”の(4)を参照下さい。		
相 続 税	障害のある人が相続により財産を取得した場合	税 額 控 除	上野税務署 Tel: 21-0950
贈 与 税	特別障害者が特別障害者扶養信託契約に基づいて信託受益権の贈与を受けた場合	非 課 税	上野税務署 Tel: 21-0950
事 業 税	両眼の視力が0.06以下の視覚障害者が行うあんま・はりなどに類する事業	非 課 税	伊賀県税事務所 Tel: 24-8024
利子等の非課税 (マル優)	元本が350万円までの預貯金及び額面が350万円までの公債に対する利子	非 課 税	各金融機関・郵便局

(2) 公共料金の割引

障害のある人およびその介護者は、公共交通機関の運賃割引やNHK放送受信料などの公共料金の免除を受けられる場合があります。公共交通機関をご利用の場合は、それぞれの窓口で手帳を提示してお尋ねください。

交通機関	割引対象の区分		券種								
			普通乗車券		定期乗車券		回数乗車券		急行券(JR)		
			本人	介護	本人	介護	本人	介護	本人	介護	
JR私鉄	身障1種療育A	単独利用(101km以上)	半額								
		介護者あり	半額	半額	半額	半額	半額	半額	半額	半額	半額
	身障2種療育B	単独利用(101km以上)	半額								
		本人が12歳未満で介護者あり				半額					
バス	身障1種・療育A		半額	半額	3割引		半額				
	身障2種・療育B・精神		半額		3割引		半額				
コミュニティバス	身障手帳 療育手帳 精神手帳	単独利用	無料		児童福祉施設で養護・保護等を受けている場合も対象 (施設長が発行する証明書が必要)						
		介護者あり	無料								
タクシー	身障手帳 療育手帳	単独利用	1割引		詳しくは、各タクシー会社にお問い合わせください						
		介護者あり	1割引								
空港(国内線)	身障手帳 療育手帳 精神手帳	12歳以上(単独利用のみ)	各旅客航空会社にお問い合わせください								
		介護者あり									

区分	割引対象の条件	割引額
NHK放送受診料	障害者の方を世帯構成員とし、世帯全員が市町村民税(住民税)非課税である世帯	全額免除
	①世帯主が視覚または聴覚障害者である世帯 ②世帯主が重度の障害者である世帯 (重度…身体障害者手帳1,2級・療育手帳A・精神手帳1級)	半額免除
NTT番号案内(電話帳の使用が困難な人)	①身体障害者手帳を持っている人 (視覚障害、重度の上肢・体幹機能障害) ②戦傷病者手帳を持っている人 (視力の障害、重度の上肢障害)	全額免除 (事前にNTTへの申込が必要です)
有料道路通行料金	“7.自家用車”を参照下さい。	
郵便料	点字郵便物を差し出す場合 ※封筒の表面左上部(横に長い封筒は右上部)に「盲人用」と記載し、封筒の一部を開けて投函してください。	無料

7. 自家用車

(1) 運転免許取得費の助成

身体に障害のある人が、就職など社会活動に参加しやすいよう自動車運転免許を取得した場合、その費用の一部が助成されます。

【対象となる人】

身体障害者手帳1～4級の所持者で、自動車運転免許を取得し、免許の取得により自立に役立つことが見込まれる人
ただし、免許取得後1年以内に申請し、その申請日に県内に住所を有する人で、他の制度による助成を受けてない人

【助成額】

免許取得に要した費用の2/3以内で10万円を限度とします。

【お問い合わせ先】

障害福祉室 TEL：63-7591

(2) 自動車改造費の助成

身体に障害のある人が、通勤などのため自ら運転する自己所有の自動車のハンドル、ブレーキ、アクセルなどを改造する場合に、その費用の一部が助成されます。

【対象となる人】

上肢、下肢または体幹機能に1～2級の障害のある人

【助成額】

自動車の改造に要した費用のうち、10万円以内で助成します。
ただし、所得制限があります。

【お問い合わせ先】

障害福祉室 TEL：63-7591

(3) 自動車燃料費の助成

重い障害のある人が、本人の日常生活のために自動車を使用する場合、その燃料費の一部として年間12,000円（5月以降の申請分は月額1,000円×申請月から年度末3月までの月数）の燃料券（三重県石油商業組合名張支部に加盟している燃料店で使用可能）で助成します。

※ただし、タクシー料金の助成または名張市高齢者外出支援サービス事業を受けている人は該当となりません。

【対象となる人】

- ・身体障害者手帳1級または2級所持者で自分名義の自動車を自分で運転する人
- ・身体障害者手帳1級または2級、療育手帳Aまたは精神障害者保健福祉手帳1級所持者で、自分名義（本人が未成年等により所持者となれない場合は手帳に記載された保護者名義）の自動車を同じ家に住んでいる人（住民登録上も）が本人の通院、通学、又は本人の就いている仕事のために週1回以上使用する場合
- ・身体障害者手帳3～6級の就学前の児童または療育手帳Bの就学前の児童で、手帳に記載された保護者名義の自動車を同じ家に住んでいる人（住民登録上も）が本人の通院、通園のために週1回以上使用する場合

【お問い合わせ先】

障害福祉室 TEL：63-7591

(4) 自動車税・取得税の減免

障害のある人が納税義務者となっている自動車(※)を障害のある本人が運転する場合や、障害のある人と生計を同じくする家族、または、単身等で生活している障害のある人を常時介護する人が運転し、一定の要件に該当する場合には、自動車税・軽自動車税や自動車取得税が減免されます。減免の対象となる要件については、事前にお問い合わせください。

(※)身体障害者等の方が18歳未満の場合や、「療育手帳」・「精神障害者保健福祉手帳」を交付されている方は、手帳に記載された保護者、同居家族の名義の自動車でも減免を受けることができます。

【お問い合わせ先】

伊賀県税事務所 TEL：24-8020

三重県自動車税事務所 TEL：(059)223-5042/fax：(059)225-7359

課税室(軽自動車税) TEL：63-7429

(5) 有料道路通行料金の割引

障害のある人が自ら運転する場合や、介護を要する身体・知的障害者を乗せて介護者が運転する場合に、有料道路の通行料金の50%が割引されます。

あらかじめ、障害者一人につき一台の自動車を登録する申請が必要です。

【対象となる場合】

①身体障害者手帳を所持する人が自ら運転する場合

②身体障害者手帳1種または療育手帳1種(A)を所持する人が同乗してその介護者が運転する場合

※軽トラックや営業用の自動車など、対象とならない自動車があります。

【申請・お問い合わせ先】

障害福祉室 TEL：63-7591

(6) 駐車禁止除外指定車標章の交付

身体障害者手帳、療育手帳等の交付を受けている人が車両を使用する場合、三重県公安委員会が指定する駐車禁止区域において、他の交通の妨げにならない限り駐車できる「駐車禁止除外指定車標章」の交付が受けられます。

ただし、対象となるのは障害の程度によって異なりますので、詳細については下記にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

名張警察署 交通総務・規制係 TEL：62-0110(内線412)

(7) 三重おもいやり駐車場利用証制度

身体に障害のある方や妊産婦の方などで、歩行が困難な方に公共施設や店舗などにある「おもいやり駐車場」の利用証を交付する制度です。

【申請・お問い合わせ先】

障害福祉室 TEL：63-7591

三重県 地域福祉課ユニバーサルデザイン班 TEL：059-224-3349

8. 選 挙

(1) 郵便等による不在者投票制度(代理記載制度)

下記の手帳等を所持する人は、あらかじめ選挙管理委員会に申請して、「郵便等投票証明書」の交付を受けることにより、選挙の際に自宅から郵便による不在者投票ができます。(申請書の氏名は自署による記入が必要です)

【対象となる人】

下記のいずれかを所持し、その要件のいずれかに該当する人

○身体障害者手帳

- ・両下肢、体幹または移動機能に障害がある人で、等級が1級または2級
- ・心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸または小腸に障害のある人で、等級が1級または3級
- ・免疫または肝臓に障害のある人で、等級が1級から3級まで

※上記のいずれかに加えて、上肢または視覚の障害が1級に該当し、自署できない人は申請によりあらかじめ指定した代理記載人(選挙権を有する人)に投票に関する記載をさせることができます。

○戦傷病者手帳

- ・両下肢または体幹に障害がある人で、特別項症から第2項症まで
- ・心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸または肝臓に障害のある人で、特別項症から第3項症まで

○介護保険被保険者証

- ・「要介護状態区分」欄に要介護5であると記載されている人

(2) 点字投票・代理投票

選挙のとき、視覚に障害のある人は点字で投票をすることができます。また、障害のために文字等を自分で書けない人は、投票管理者が選任する2名の選挙事務従事者が記載を代行する代理投票の制度があります。それぞれ投票所にて受付の際にお申し出ください。

【お問い合わせ先】

選挙管理委員会事務局 Tel：63-7314

9. 住 宅

(1) 住宅改修費の給付(日常生活用具)

在宅の身体障害者で下肢、体幹等の重度障害により移動機能に障害のある人が段差解消や手すりをつけるなど小規模な住環境の改修を行う場合に居宅生活動作補助用具の購入費や改修工事費について20万円を限度として(原則1回)給付します。

【対象となる人は】

下肢、体幹または乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)のある身体障害者で3級以上の人。ただし、特殊便器については上肢障害2級以上の人。
※介護保険制度での給付対象者は除きます。

【住宅改修の範囲】

次の用具の購入および工事費。

手すりの取り付け・段差の解消・すべり防止および移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更・引き戸等への扉の取り替え・洋式便器等への取り替え・これらの住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

【申請者の負担額】

本人または配偶者が住民税課税の場合、補装具の見積額の一割負担。

ただし、見積額が補助上限額を超過している場合、超過額は申請者負担。

【お問い合わせ先】

障害福祉室 Tel: 63-7591

(2) 生活福祉資金の貸付

障害のある人が、在宅で生活するために、住宅を改修する際の必要な経費について、貸付を受けることができます。ただし新築については対象となりません。

【貸付資金の種類】

○福祉費(住宅)……居室や玄関、トイレ、浴室、洗面所等の改修、廊下等の段差解消、スロープの設置などに必要な経費

- ・貸付限度額…250万円
- ・据置期間……貸付日から6ヶ月以内
- ・貸付利子……無利子(連帯保証人が確保できなければ1.5%)
- ・返済期間……7年以内

※申し込みには条件や貸付審査があり、申し込み内容や他制度等の利用状況によっては希望にそえない場合や条件の一部変更をお願いする場合があります。詳しくは下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

なばり暮らしあんしんセンター(社会福祉協議会内) Tel: 64-1526

10. 交流

(1) 障害者スポーツ大会

障害のある人が、スポーツやレクリエーションを通じ、健康増進並びに障害のある仲間や多くの人たちとの交流をはかり、それぞれの連帯を深めることを目的に、毎年1回「障害者スポーツ大会」を開催します。

【お問い合わせ先】

障害者スポーツ大会実行委員会事務局（社会福祉協議会内） TEL：63-1111

(2) おもちゃ図書館

子どもたちは、遊びを通して心身の発達が促され、成長していきます。心身に障害があるために発達が遅れている子どもたちが、おもちゃとの出会いによって情緒や機能を発達させるとともに、障害のあるなしにかかわらず、“子どもたち同士、ふれあう場をもてるように”と願い設置した施設です。

【開館日】

月・火・木・金曜日（祝祭日、年末年始を除く）

【お問い合わせ先】

社会福祉協議会 TEL：63-1111

(3) 老人福祉センター「ふれあい」の利用

老人福祉センター「ふれあい」は、高齢者が利用される施設ですが、健康と生きがいの増進のためにレクリエーションなどの場として、障害のある人は、毎週土曜日に利用することができます。施設内には、大浴場やカラオケ、図書室、ビリヤード、マッサージチェアなどがあります。

利用にあたっては、手帳をご持参のうえ、受付で個人利用証の発行手続きを行ってください。

【利用料金】

1日につき、ひとり200円

【お問い合わせ先】

名張市丸之内79番地 総合福祉センターふれあい3階

老人福祉センター「ふれあい」 TEL：63-7397

11. 広 報 ・ 啓 発

(1) 点字広報・録音広報の配布

市が発行している「広報なばり」などを点訳または録音して、希望者にお配りします。
県が発行している「広報みえ」についても録音して、希望者にお配りします。

【対象となる人】

視覚に障害のある人

【お問い合わせ先】

障害福祉室 TEL：63-7591

(2) 「障害者の日」啓発活動

12月3日から12月9日の「障害者の日」までの1週間を障害者週間とし、障害者自らの自立と社会参加への意欲、市民の障害者についての理解と認識をより一層高めるための広報活動を1年とおし行なっています。

【お問い合わせ先】

障害福祉室 TEL：63-7591

(3) 施設の紹介と作品展示即売

市内の障害者施設では、日頃から、障害のない人たちとの交流や障害についての理解を深めていただくことを目的に、施設の紹介や利用者の製作した作品の展示および即売を行っています。また、とれたて名張交流館では「福祉の店」として、これらの作品の展示販売を行っています。

【お問い合わせ先】

障害福祉室 TEL：63-7591

名張育成園 TEL：65-0271

社会福祉協議会 TEL：63-1111

(4) ヘルプマーク・ヘルプカード

ヘルプマーク・ヘルプカードは外見からわからなくても援助や配慮を必要としている障害のある方や病気の方、妊娠初期の方などが、日常生活や災害などで困った時に周囲に示し、支援や理解を求めやすくするものです。

【配布場所】

県庁地域福祉課、県各福祉事務所・保健所、県障害者相談支援センター、各市町担当窓口（名張市は市役所1階4番窓口）で配布しています。

【お問い合わせ先】

障害福祉室 TEL：63-7591

三重県 地域福祉課ユニバーサルデザイン班 TEL：059-224-3349

12. 就業への援助

(1) 名張市障害者人材センター

名張市障害者人材センターは、障害のある人たちの地域生活が一層充実したものになるように、就労に関する相談や支援を行っています。

【お問い合わせ先】

名張市丸之内79番地 (名張市総合福祉センターふれあい内1階)
名張市障害者人材センター TEL/fax: 63-0026

(2) 職業紹介・職場適応訓練

ハローワーク(公共職業安定所)では、障害のある人に対する職業相談、就職の斡旋などを行っています。また職場適応訓練など、障害のある人の能力に適した職種について、技能の習得と作業環境に適応できるような訓練事業があります。

【お問い合わせ先】

ハローワーク伊賀 TEL: 21-3221
ハローワークプラザ名張 TEL: 63-0900
三重障害者職業センター TEL: (059) 224-4726

(3) 伊賀圏域障がい者就業・生活支援センター「ジョブサポート ハオ」

ハオでは障害のある人の就職相談や仕事、生活全般の相談を受けています。

窓口での相談のほか、家庭や企業を訪問し、困っていることをサポートします。

【お問い合わせ先】

名張市西原町2625番地(地域生活支援センター「ぱれっと」内)
ジョブサポート ハオ TEL/fax: 65-7710

(4) 生活福祉資金の貸付

障害のある人が、事業などを営むために必要な経費や、就職のための知識・技能を習得するのに必要な経費について、貸付を受けることができます。

【貸付資金の種類】

○生業費……事業などを営むのに必要な経費

- ・貸付限度額……460万円
- ・据置期間……貸付日から6ヶ月以内
- ・貸付利率……無利率(連帯保証人が確保できなければ1.5%)
- ・返済期間……10年以内

○技能習得費……事業などを営むためや就職するために必要な知識・技能を習得するのに必要な経費及びその技能習得期間中の生計を維持するために必要な経費

- ・貸付限度額……130万円
- ・据置期間……修了後6ヶ月以内
- ・貸付利率……無利率(連帯保証人が確保できなければ1.5%)
- ・返済期間……8年以内

※申し込みには条件や貸付審査があり、申し込み内容や他制度等の利用状況によっては希望にそえない場合や条件の一部変更をお願いする場合があります。詳しくは下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

なばり暮らしあんしんセンター(社会福祉協議会内) TEL: 64-1526

13. 保育・教育

(1) 障害児の保育や教育

① 幼児および6歳～15歳までの義務教育年齢の児童・生徒で、障害のあるお子さんを温かく育てるために、市内の保育所や幼稚園で障害児保育を行っているほか、小・中学校において特別支援学級を設置しています。

【お問い合わせ先】

保育所（園）・幼稚園……………保育・幼稚園室 TEL：63-7919

学校……………教育委員会 学校教育室 TEL：63-7882

② 「いつまでも落ち着きがない」「友達とのトラブルが多い」「コミュニケーションがうまくとれない」など、こどもの発達に心配なところがあるといった悩みや困りごとに、保健師や保育士が相談に応じます。

【お問い合わせ先】

子ども発達支援センター TEL：62-1088

(2) 就学奨励

小・中学校の特別支援学級に就学している児童や生徒の保護者の経済的負担を軽減し就学を奨励するために、学用品費・校外活動費・通学用品費・修学旅行費・学校給食費などの一部が支給されます。

【お問い合わせ先】

教育委員会 教育総務室 TEL：63-7873

14. 施設の案内

○障害児入所施設

施設名	所在地	電話番号
こどもライフサポートセンター はーと	名張市美旗中村2326番地	65-3787

○障害児通所施設

施設名	所在地	電話番号
児童発達支援センター どれみ	名張市百合が丘西5番町25番地 名張市子どもセンター内	44-6211
ゆうら	名張市美旗中村2326番地	65-1066
ひまわり児童ファーム ・名張ファーム	名張市松崎町1330番地3	48-7784
よい子のお家 ききょう ききょうステップ	名張市桔梗が丘1番町6街区32番地	54-6880
はぴ・ふれ	名張市桔梗が丘1番町6街区84番地1	44-6485
森の学校	名張市つつじが丘北4番町222番地	41-1677
さくらプラス桔梗が丘のぞみ校	名張市桔梗が丘2番町7街区12番地	65-8811
放課後デイサービスキエロ	名張市すずらん台西1番町241番地	41-1000
かたつむり	鴻之台1番町35番地1 ラフレッシュ102号室	090-5616-6907

○障害者支援施設

施設名	所在地	電話番号
身体障害者支援施設 はなの里	名張市西田原2000番地	66-1234
名張育成園 成峯	名張市美旗中村2326番地	65-0868
名張育成園 成美	名張市美旗中村2326番地	65-4518
ライフステップ ぽぷら	名張市美旗中村2326番地	65-3787

○短期入所施設

施設名	所在地	電話番号
身体障害者支援施設 はなの里	名張市西田原2000番地	66-1234
名張育成園 成峯	名張市美旗中村2326番地	65-0868
名張育成園 成美	名張市美旗中村2326番地	65-4518
こどもライフサポートセンター はーと	名張市美旗中村2326番地	65-3787

○グループホーム

事業所名	所在地	電話番号
KoBo れもんぐらす	名張市西原町2590番地6	66-1351
くらしサポートゆっくる	名張市夏見字浅尾4番町1番地	62-0305
コテージ名張	名張市滝之原1652番地2	68-6600
共同生活介護事業所 「ほっと」	名張市美旗中村2327番地	48-7205
フェアハウス名張	名張市朝日町1515番地4	48-7739

○ヘルパーステーション

事業所名	所在地	電話番号
訪問介護ステーションてらだ	名張市美旗中村2327番地	48-7201
ヘルパーステーションもみの木	名張市西原町2590番地6	66-1351
ニチケアセンター名張	名張市松崎町1330番地1 アイエムビル名張3F	62-1321
セントケア名張	名張市鴻之台1番町156番地	62-2115
ホームヘルプサービス ゆーゆ	名張市西原町2625番地	65-0874
ヘルパーステーション 紫陽花	名張市百合が丘西3番町63番地	64-8352
有限会社 ネオ・アシスト	名張市美旗中村771番地	67-1190
さくら・介護ステーション名張	名張市つつじが丘北5番町269番地7	74-0521
ヘルパーステーションポケットハウス	名張市青蓮寺1454番地18	080-2658-7347
居宅介護事業所 アンビス	名張市東町1901番地1	64-2146
ハートアーク	名張市桔梗が丘3番町1街区1番地 睦ビル2F-2	41-0766
ホームヘルプサービス とんぼ池	名張市安部田1108番地	41-1680
ニチケアセンター桔梗が丘	名張市桔梗が丘5番町2街区1番地 永尾ビル103号室	67-1077

○障害者通所施設

施設名	所在地	電話番号
サンフラワー名張ファクトリー	名張市滝之原1653番地1	68-6600
KoBo れもんぐらす	名張市西原町2590番地6	66-1351
青蓮寺オーラック	名張市青蓮寺1538番地4	62-7300
はなの里	名張市西田原2000番地	66-1234
名張育成園「とも」	名張市美旗中村2326番地	65-3774
名張育成園「ききょうの家」	名張市美旗中村2339番地12	65-5167
名張市手をつなく育成会「もみじの家」	名張市美旗中村2339番地11	65-9577
名張育成園「レインボークラブ」	名張市美旗中村2326番地	67-4188
複合福祉施設てらだ「いお～ゆ～」	名張市美旗中村2327番地	48-7204
赤目の森作業所	名張市上三谷268番地1	64-0051
名張育成園「ディセーター ういず」	名張市美旗中村2326番地	66-0020
花みどりの里	名張市上小波田1797番地	65-1666
名張育成園「ワークプレイス栞」	名張市百合が丘東9番町290番地	62-3271
あぐり工房	名張市東田原529番地	44-6789
あゆみの輪	名張市東田原1241番地	65-5857
わあく工房キエロ	名張市すずらん台西1番町243番地	41-1000
野の花アガペー	名張市新田1842番地	51-6867

○地域活動支援センター

施設名	所在地	電話番号
ひびき	名張市美旗中村2326番地	67-4166 67-4177
ステーション和(なごみ)	名張市夏見4番地1	42-8184
リボン	名張市栄町2952番地12 テラスハウス1階	48-6520

○特定相談支援事業所

施設名	所在地	電話番号
児童発達支援センター どれみ	名張市百合が丘西5番町25番地 名張市子どもセンター内	44-6211
指定特定相談支援事業所 はなの里	名張市西田原2000番地	66-1234
のーまらいふ <small>たん</small> 暖	名張市西原町2622番地	66-5633
相談支援事業所 <small>てらだ</small>	名張市美旗中村2327番地	48-7257

15. 団体の案内

○名張市身体障害者互助会

社団法人三重県障害者団体連合会に加盟する団体で、市内に在住する身体障害者で組織する団体です。

身体障害者がさまざまなハンディキャップを克服して、自立した社会人として社会参加できるよう、身体障害者福祉施策の充実についての活動や県下各地の団体との交流や障害者相互の連帯と友愛の輪を広げるため、スポーツ、文化、レクリエーション等の活動を積極的に行っています。

【お問い合わせ先】

名張市身体障害者互助会事務局（社会福祉協議会内）

TEL：63-7575 / fax：64-3349

○名張市聴覚障害者協会

社団法人三重県聴覚障害者協会に加盟する団体で、市内に在住する聴覚障害者で組織する団体です。

情報交換や会員相互の親睦をはかるなど、聴覚障害者の福祉施策の充実について積極的な活動を行っています。

【お問い合わせ先】

市役所 障害福祉室 TEL：63-7591 / fax：63-4629

○名張市視覚障害者協会

社会福祉法人三重県視覚障害者協会に加盟する団体で、市内に在住する視覚障害者で組織する団体です。

悩みごとなどの話し合いの場をつくったり情報交換したり、カラオケやハイキングなどのレクリエーション活動などを行い会員相互の親睦をはかるほか、視覚障害者の福祉施策の充実について積極的な活動を行っています。

【お問い合わせ先】

名張市視覚障害者協会 会長 山森克彦 TEL：65-4300

○特定非営利活動法人 名張市手をつなぐ育成会

全日本手をつなぐ育成会に加盟する団体で、市内に在住する知的障害者の保護者およびその他賛助会員等で組織し、知的障害者の福祉の増進をはかるため、福祉施策の充実に向けての活動や、会員相互の連帯と親睦をはかる活動を行っています。

【お問い合わせ先】

特定非営利活動法人 名張市手をつなぐ育成会事務局

TEL：65-9577 / fax：66-5201（名張市手をつなぐ育成会「もみじの家」内）

○名張市精神障害者家族会 なばるの会

全国精神障害者家族連合会に所属する団体で、病気に対する正しい知識の勉強や精神障害者に対する社会理解の促進、各種福祉施策の充実に向けて活動を積極的に行っています。

【お問い合わせ先】

なばるの会 代表 新田三重子 TEL：63-9262（事務局：山本）

名張市障害者福祉ガイドブック

令和 2 年 10 月発行

**編集
発行**

名張市福祉子ども部障害福祉室

名張市鴻之台 1 番町 1 番地

Tel 6 3 - 7 5 9 1

Fax 6 3 - 4 6 2 9